

SD 実施に関する基本方針

日本体育大学は、本学の建学の精神、ミッション・ビジョンの実現に向けて、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本学教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるために行うスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）を行う。

なお、SD の対象には事務職員のほか、学長等の大学執行部のほか教員を含める。

SD は、次のとおり実施する。

- (1) 教職員の資格、職位、役職ごとの特性や実態、キャリアパスを踏まえて研修などを行い、それぞれに必要な知識及び技能を習得させ、並びにそのその能力及び資質の向上を図る。
- (2) 計画的・組織的に実施する。
- (3) 事務職員については、「日体大事務職員人材育成基本方針」に基づき実施する。